年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、55 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

年金記録を確認したところ、申立期間に株式会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与支給明細書は株式会社Bの社名が入っているが、当時の勤務先は株式会社Bだったからであり、両社は関連企業だ。賞与支給明細書を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び破産管財人から提出された平成 16 年度夏期手当支給一覧表において、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び夏期 手当支給一覧表において確認できる賞与額から、55 万円とすることが妥 当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は療養中につき回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(法人登記簿上の商号は、株式会社B。商号変更後は、株式会社C)における資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年6月1日まで 有限会社Dから株式会社Aに異動した際の年金記録が欠落している。 調査し記録の訂正をしてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

有限会社D及び株式会社Aにおける当時の経理担当者及び複数の同僚の 供述から判断すると、申立人は、有限会社D及び同社の親会社である株式 会社Aに継続して勤務し(昭和41年5月25日に有限会社Dから株式会社 Aへ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 41 年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までについて、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

- ② 昭和41年3月16日から44年4月1日まで
- ③ 昭和44年4月4日から同年12月1日まで
- ④ 昭和 45年12月11日から46年7月9日まで
- ⑤ 昭和46年8月1日から47年2月21日まで
- ⑥ 昭和 47 年 3 月 8 日から同年 9 月 26 日まで
- ⑦ 昭和49年3月20日から50年7月21日まで
- ⑧ 昭和50年11月21日から51年5月30日まで
- ⑨ 昭和51年6月1日から54年12月21日まで
- ⑩ 昭和60年2月1日から同年7月21日まで

申立期間①について、高校への求人に応募し、新卒として採用され、 A市にあったB株式会社(A支店)に入社し、Cの仕事をしていた。給 与は月額4万5,000円くらいだった。

申立期間②について、D株式会社に勤務し、Eとして働いていた。給与は、基本給に売上に応じた歩合が加算され、月額4万円から5万円だった。

申立期間③について、F株式会社に勤務し、Gを担当していた。当時の家賃が2万8,000円であったので、給与は月額5万円であったと思う。

申立期間④について、H株式会社ではIとして働いた。本社はJにあったが、勤務地はKだった。給与は月額20万円だった。

申立期間⑤について、有限会社L(現在は、株式会社L)では、Mであった。給与は、月額18万円から20万円だった。

申立期間⑥について、N (現在は、N株式会社)では、I (Mも含

む)であった。給与は月額20万円だった。

申立期間⑦について、国の記録によれば、O有限会社における標準報酬月額は当時の最高等級(13万4,000円から20万円)であるが、P株式会社では8万円と記録されている。しかし、両社は、商号変更されただけであり、同じ会社である。仕事内容(M)は同じであり、給与も両社とも35万円であったが、P株式会社における標準報酬月額が余りにも低額な記録であることに納得がいかない。

申立期間®について、株式会社QではRだった。基本給は無く、歩合制だった。売上の 56%から 57%くらいが給与として支給され、給与月額は 20 万円だった。

申立期間 \mathfrak{g} について、 \mathfrak{s} 株式会社では、 \mathfrak{T} と \mathfrak{U} を結ぶ \mathfrak{V} だった。給与月額は \mathfrak{g} 万円だった。

申立期間⑩について、W株式会社(現在は、X株式会社)では、Yだった。給与月額は28万円だった。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額は、全て最高等級であったと記憶している。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B株式会社A支店における給与は4万5,000円であった(申立期間①当時の標準報酬月額の最高等級は、13等級3万6,000円又は20等級6万円)と主張しているところ、事業主は、「保管する記録から、申立人の初任給は1万2,500円、精励手当1,250円であった。」と回答している。

また、B株式会社A支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、申立人の資格取得時の標準報酬月額は4等級1万6,000円と記録されているところ、申立人と同じ高校の同級生で、同時期に入社した同僚は、「入社時に受け取った辞令に初任給が記載されていた。高卒者の本給は1万2,500円だった。」と供述している上、被保険者原票における、当該同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、上記同僚を含む申立人と同時期 に資格を取得した複数の同僚の申立期間①の標準報酬月額は、申立人と ほぼ同様の傾向で増額されていることが確認でき、申立人の標準報酬月 額のみが低額であるという事情は見当たらない上、上記複数の同僚は、 自分の標準報酬月額には誤りがない旨の供述をしている。

2 申立期間②について、申立人は、D株式会社における給与は4万円から5万円であった(申立期間②当時の標準報酬月額の最高等級は、20

等級6万円)と主張しているところ、事業主は、「申立期間②当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人の標準報酬月額の届出及び納付等については不明である。」と回答している。

また、D株式会社の被保険者原票から、申立人の標準報酬月額は、昭和41年3月の資格取得時において1万6,000円と記録されているところ、同時期に資格を取得した男性の同僚のうち、申立人とほぼ同年齢の10人全員が申立人と同額の標準報酬月額で資格取得していることが確認できる上、その内の一人は、「入社時に渡された辞令に初任給が記入されていた。高卒で1万6,500円であった。」と供述している。

さらに、D株式会社の被保険者原票において、申立期間②のうち、資格取得後の最初の定時決定である昭和 41 年 10 月から 43 年 5 月までは、申立人の標準報酬月額は7等級2万2,000 円又は9等級2万6,000 円と記録されており、上記同僚10人のうち、資格を喪失した一人を除く9人の標準報酬月額は5等級1万8,000円から8等級2万4,000円の範囲内と記録されていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額は43年6月の随時改定及び同年10月の定時決定において、それぞれ13等級3万6,000円、15等級4万2,000円に改定又は決定され、44年4月1日の資格喪失時まで継続しているところ、資格喪失した同僚を除く複数の同僚の標準報酬月額は7等級2万2,000円から13等級3万6,000円までの範囲内で記録されており、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、上記同僚の標準報酬月額と比較するとやや上回っており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、上記複数の同僚は、自分の標準報酬月額に疑問は持っていない旨の供述をしている。

3 申立期間③について、申立人は、F株式会社における給与は5万円であった(申立期間③当時の標準報酬月額の最高等級は、20 等級6万円又は23 等級10万円)と主張しているところ、事業主は、「届け出た報酬月額は、国の記録と一致している。」と回答しており、事業主から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の標準報酬月額は、それぞれ3万円及び3万3,000円であり、申立人に係る同事業所の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、F株式会社の被保険者原票から、申立人と同時期に資格を取得した同僚7人の資格取得時の標準報酬月額は、年齢階層により一定等級に区分されており、年齢が高いほど等級が高く、年齢に応じた報酬月額であった様子がうかがわれ、申立人の標準報酬月額は、その区分に応じた等級の範囲内であり、同僚の標準報酬月額に比べ、不自然な様子は見

当たらない。

4 申立期間④について、申立人は、H株式会社における給与月額は 20 万円であった(申立期間④当時の標準報酬月額の最高等級は、23 等級 10 万円)と主張しているところ、同事業所は昭和 52 年 4 月 1 日に適用 事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、 Z 姓の被保険者 3 人に照会したものの、回答が得られない。

また、申立期間④当時の連絡可能な同僚 13 人に照会し、回答があった二人は、「自分の標準報酬月額については、正しいかどうか分からない。」と供述しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる標準報酬月額についての具体的な供述が得られない。

さらに、H株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)における申立人の申立期間④の標準報酬月額は4万5,000円と記録されており、当時の同僚の標準報酬月額と比べ、ほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人は、有限会社Lにおける給与月額は 18 万円から 20 万円であった(申立期間⑤当時の標準報酬月額の最高等級は、23 等級 10 万円又は 33 等級 13 万 4,000 円)と主張しているところ、事業主は、「申立人の標準報酬月額については、資料が保管されていないため、届出及び納付については不明であるが、昭和 46 年 4 月 1 日の新規適用時における事業主及び役員を含む 5 人の報酬月額及び標準報酬月額の記録と比較すると、申立人の主張する報酬月額については相違があると思う。」と回答しており、提出された上記 5 人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における5 人の報酬月額と申立人の主張する報酬月額を比べると、申立人の主張する報酬月額は事業主の報酬月額よりも高額(1.4倍から1.5倍)であり、役員及び従業員の報酬月額の 2 倍から 3 倍であることが確認できる上、上記 5 人の標準報酬月額と同事業所における被保険者原票の記録は一致している。

また、申立期間⑤前後に被保険者資格を取得した同僚で、連絡可能な 7人に照会し、回答があった一人は、「Mをしていたが、当時の給料は 10万円くらいだったと思う。」と供述しており、上記被保険者原票に おけるその同僚の標準報酬月額は、8万円と記録されている。

さらに、有限会社Lの被保険者原票における申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、24 等級 7万 6,000 円と記載されているところ、申立人の整理番号の前後 12 人の同僚の標準報酬月額は、21 等級 6 万

4,000 円、23 等級 7 万 2,000 円、28 等級 9 万 8,000 円が各々二人ずつ、24 等級 7 万 6,000 円、25 等級 8 万円が各々 3 人ずつと記録されており、同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

6 申立期間⑥について、申立人は、Nにおける給与月額は 20 万円であった(申立期間⑥当時の標準報酬月額の最高等級は、33 等級 13 万 4,000 円)と主張しているところ、現在の事業主は、「当時の資料は無く、申立人の標準報酬月額の届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している。

また、申立人と同じくNが新規適用となった昭和 47 年 3 月 8 日に被保険者資格を取得し、申立期間⑥に在籍した同僚で、連絡可能な 7 人に照会し、同職種の 3 人から回答が得られたが、いずれも申立人の申立てに係る事実を確認できる具体的な供述は得られなかった。

さらに、Nの被保険者原票において、申立人の申立期間⑥の標準報酬月額は、25 等級8万円と記録されているところ、上記3人の同僚の標準報酬月額とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

7 申立期間⑦について、申立人は、P株式会社は、O有限会社が社名変更したものであり、仕事内容も同じで給与は両社とも 35 万円であったが、P株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額が8万円(申立期間⑦当時の標準報酬月額の最高等級は、35 等級 20 万円)と記録されていることに納得できないと主張しているところ、雇用保険加入記録における申立人の資格取得時賃金は15万円と記録されている。

しかしながら、P株式会社は昭和 50 年 12 月 21 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡が取れないことから、事業主と同姓の被保険者 4 人のうち連絡可能な役員である一人に照会したものの、回答が得られない。

また、申立期間当時、被保険者であった同僚は 20 人確認できるところ、連絡可能な 8 人に照会し、回答があった 3 人からは、申立人の申立てに係る事実を確認できる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人と同じくO有限会社が適用事業所でなくなった昭和49年3月20日付けで厚生年金保険の被保険者資格を同事業所において喪失し、同日付けでP株式会社において被保険者資格を取得した同僚は5人確認できるところ、両事業所に係る被保険者原票から、当該5人の同僚のO有限会社における資格喪失時の標準報酬月額は、34等級19万円から最高等級である35等級20万円の範囲内であることが確認できる

ものの、当該5人の同僚のP株式会社における資格取得時の標準報酬月額は、18等級7万2,000円から23等級9万8,000円の範囲内と記録され、申立人と同様に低額となっており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

8 申立期間⑧について、申立人は、株式会社Qでの給与月額は 20 万円だった(申立期間⑧当時の標準報酬月額の最高等級は、35 等級 20 万円)ので厚生年金保険の標準報酬月額が8万円と記録されているのはおかしいと主張しているところ、事業主は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の標準報酬月額の届出及び保険料の納付については不明である。」と回答しているが、同事業所が加入している a 基金から提出された申立人の加入員台帳及び基本異動記録から、申立期間⑧の標準給与額が8万円であることが確認できる上、当該記録は同事業所における申立人の被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間®に被保険者記録が確認できる同僚 13 人に照会し、 3 人から回答が得られたが、いずれも申立人の申立てに係る事実を確認 できる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立期間⑧前後に被保険者資格を取得した同僚 39 人の被保険者原票における被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、全員が8万円と記録されており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

9 申立期間⑨について、申立人は、S株式会社での給与月額は 28 万円だった(申立期間⑨当時の標準報酬月額の最高等級は、35 等級 20 万円又は 36 等級 32 万円)と主張しているところ、事業主から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の標準報酬月額は、それぞれ 17 万円及び 20 万円であり、同事業所における申立人の被保険者原票の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人の雇用保険加入記録における資格取得時賃金は 17 万円と記録されている。

また、申立人と同じbを務めていた同僚が提出した昭和 57 年1月分から同年 12 月分までの給与明細書から、控除されていた厚生年金保険料額は、S株式会社の被保険者原票におけるその同僚の標準報酬月額に見合う保険料控除額であることが確認できる。

10 申立期間⑩について、申立人は、W株式会社の給与月額は 28 万円だったので、標準報酬月額が 18 万円(申立期間⑩当時の標準報酬月額の

最高等級は、35 等級 41 万円)では納得がいかないと主張しているところ、事業主は、「cの基本給はおおむね 16 万円から 18 万円だった。dを担当するとeになるため、その額に時間外手当が 10 万円くらい加算されるので、給料が 28 万円くらいになる社員が多かった。入社時は担当(d又はf)が決まっていないため、資格取得届における標準報酬月額は基本給の金額で届出を行い、それに見合う保険料を控除していた。申立人は、定時決定前(当時は、毎年 10 月に決定)に退職しているため、時間外手当が含まれた額で定時決定が行われていない。」と回答している。

また、W株式会社の被保険者原票から、申立期間⑩を含む昭和 58 年 5 月から 61 年 9 月までに被保険者資格を取得した同僚 28 人のうち、21 人の資格取得時の標準報酬月額は、21 等級 16 万円から 23 等級 18 万円の範囲内であることが確認できる上、申立人の雇用保険加入記録における資格取得時賃金は 18 万円と記録されている。

さらに、申立期間⑩前後に被保険者資格を取得した同僚 17 人に照会し、回答があった4人のうちの一人で、昭和 59 年9月に入社した同僚から提出された 60 年 12 月、62 年4月及び同年5月の給料明細書から、控除されていた厚生年金保険料額は、被保険者原票の標準報酬月額に見合う保険料控除額であることが確認できる。

11 申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、各事業所における具体的な保険料控除額についての記憶が無い。

また、各事業所の被保険者原票又は被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑩までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑩までについて、 その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたと認めることはできない。 埼玉厚生年金 事案 7194 (事案 317 及び 1094 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から54年7月1日まで

昭和 52 年4月にA株式会社に入社した後、同年6月から厚生年金保険に加入し、54 年6月まで同社に勤務したと記憶しているが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が無かった。これまでにも同社に勤務していた期間については二度申立てを行っているが、記録の訂正が認められなかった。今回、新たに同僚が作成した在籍証明を提出するので、再度調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名が無いこと、同社が加入していたB基金に申立人の加入記録が確認できないこと、雇用保険に申立人の加入記録が確認できないこと、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、及び申立人の厚生年金保険料控除について同僚から供述を得ることができないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月17日付け及び21年6月22日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、同僚が作成した在籍証明を提出するので、再度、調査をしてほしいと再申立てを行っているところ、当該在籍証明から、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、今回、新たにA株式会社の元事業主から提出された申立期間を含む期間における社会保険事務所(当時)、C組合及びB基金の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確

認通知書等を確認したが、いずれの通知書にも申立人の氏名は無い。

また、元事業主及び当時の社会保険事務担当者は、上記通知書等に申立人の記録が確認できないことから、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も控除していないと考えられると回答している。

さらに、複数の元従業員が、申立期間当時、A株式会社においては従業員の希望により社会保険に加入させないことがあったと供述している。

以上のことから、今回申立人から提出のあった在籍証明からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年1月7日まで

株式会社Aに昭和 43 年7月に入社し、Bを立ち上げC業務の仕事を したが、同社における厚生年金保険の加入は 45 年1月7日からになっ ている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 43 年7月に入社したと主張しているところ、当該事業所における雇用保険の記録によると、申立人は 44 年 11 月 24日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、昭和 45 年 12 月 12 日に厚生年金保険の 適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立 人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aにおいて昭和 45 年1月7日に厚生年金保険の被保険 者資格を取得した者は申立人を除いて 26 人いるが、連絡先の判明した 19 人に照会したところ、9人から回答を得られたが、複数の者が申立人を記 憶しているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険 料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、上記回答が得られた9人のうち複数の者が厚生年金保険の資格 取得日は、入社した日の1か月から数か月後であると供述している。

加えて、申立人が一緒に入社したとしている同僚3人うち二人が申立人 と同じ昭和45年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 上、残る一人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月頃から35年3月まで

昭和28年8月頃から48年6月まで、A都道府県の各B会社でCとして働いてきた。しかし、国の記録では、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間はD市の事業所に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、D市の事業所に勤務していたと申述しているところ、勤務した事業所名を記憶しておらず、申立人の弟妹は申立人の申立期間当時の具体的な勤務先、雇用形態等について、いずれも「具体的な記憶は無い。」と供述しているほか、義理の弟は、A都道府県の現場において被保険者記録を有していることから、勤務先等について確認したが、「申立人と一緒に働いたことは無い。」との回答が得られた。

このため、年金記録確認 A 地方第三者委員会から提供された資料及び日本年金機構の事業所名簿検索システムから抽出したデーターに基づき、申立期間に D 市に存在していた E 株式会社(現在は、F 株式会社) G 事業所、H 株式会社(現在は、I 株式会社) J 事業所、H 株式会社 K 事業所、L 株式会社、M株式会社 N 事業所、O 株式会社(現在は、P 株式会社) Q 事業所、R 株式会社、S 株式会社(現在は、T 株式会社) U 事業所、S 株式会社 V 事業所及び申立人が昭和 35 年 3 月 8 日に厚生年金保険の資格を取得したW株式会社 X 事業所(以下「各事業所」という。)について調査・審議をしたところ、申立期間に各事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚に照会したものの、申立人を具体的に記憶している同

僚は確認できなかった。

また、各事業主については、i) F株式会社及びI株式会社は、申立人に係る人事記録及び保険料控除が確認できる関連資料等(以下「関連資料」という。)が確認できない、ii)P株式会社は、申立期間当時の関連資料を確認したが、申立人の氏名は確認できない、iii)T株式会社は、申立期間当時の関連資料は既に処分済みであるため、申立人の在籍、保険料控除については不明である、とそれぞれ回答しているほか、L株式会社、M株式会社N事業所、R株式会社、W株式会社は、オンライン記録から、既に適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、登記簿謄本等からも所在地が確認できないため、事業主に照会することができないなど、各事業所において、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)からは、申立期間について申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録により、申立人と生年月日が一致し、D市の事業所(各事業所以外も含む)において厚生年金保険被保険者記録を有する被保険者の被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は確認できないほかに、申立人と同生年月日及び同姓同名の被保険者も確認できない。

加えて、日本年金機構は、昭和 32 年9月以前の記録について、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の氏名は確認できないと回答しているほか、申立人がW株式会社X事業所において厚生年金保険の資格を取得(昭和 35 年3月8日)した厚生年金保険被保険者記号番号は、35年3月25日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年4月30日まで 年金事務所の記録では、私が有限会社Aに勤務していた期間のうち、 平成7年7月1日以降の標準報酬月額が36万円から20万円に減額され ている。月給制で給与額に変動は無かったので、調査し、記録を訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、有限会社Aの事業主を含む複数の被保険者の標準報酬月額は、時期は異なるものの、申立人と同様に減額されていることが確認できるところ、標準報酬月額の記録が遡って訂正された等の形跡は無い。

また、事業主は、「経営が苦しくなり、従業員の一部を社会保険から脱退させた。申立人については標準報酬月額を 20 万円に減額したが、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は減額後の標準報酬月額相当である。」と回答をしている。

さらに、当時の同僚 5 人に照会を行い 4 人から回答を得たが、「平成 7 年 12 月頃、経営不振のため事業主から厚生年金保険の脱退を依頼され、それに同意した。脱退後は、厚生年金保険料の控除は行われなくなったので、保険料の控除は正しく行われていたと思う。」と供述している者が一人確認できたほかは、保険料控除に関する回答は得られず、給与明細書等の資料を保管している者もいないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。